

## 韓国の社会的経済組織形態の種類について

### 1. 趣 旨

韓国の社会的企業（ここでは雇用労働部による認証社会的企業および予備社会的企業を指す）については、特に社会的企業育成法（2006年）との関連で、しばしば日本でも紹介され、日本語論文もいくつか書かれている。他方、社会的企業以外の社会的経済組織については、日本ではほとんど紹介されておらず、知られていないと思われる。

韓国では近年、「社会的経済」という大枠の中に様々な類似組織を包含して称する傾向にあり、ソウル市役所は「社会的企業課」を「社会的経済課」に改称し、「社会的経済基本法案」が国会に上程されるなど、社会的経済は政策課題ともなっている。

社会的企業をめぐる状況や政策も近年変化を見せているようだが、社会的企業を含む社会的経済組織にはいったいどのような種類があるのか、実態や政策はどうなっているのか、全体像を把握したうえで、個別の分野・事例を見ていく必要があると思われる。

そのため今回は社会的経済組織の全体像と種類について、最近の論文をもとに検討する。

### 2. 経 緯

科研費基盤研究 C「社会的排除に対する社会的連帯経済の役割に関する日韓比較研究」（研究代表者：柳澤敏勝教授）は2015年度、韓国の社会的経済セクターについての基本的な知識を得るため、訪問調査を行う予定である（2015.9.16-18）。

研究グループによる韓国訪問調査に先立ち、文献による社会的経済組織の概要を把握するため、韓国の教授に依頼して社会的経済に関する韓国語文献を紹介してもらった。

それらの文献のうち、今回の訪問調査の趣旨に最も近いと思われるハン・サンジン（2014）とキム・ウイヨン、イム・ギホン（2015）の2論文を、牧野美希氏（立命館アジア太平洋大学）に日本語訳してもらった。

### 3. ハン・サンジン (2014)

#### 要 旨

本稿は 2000 年以降に試みられてきた様々な社会的経済組織のアプローチを、レヴィタスの 3 つの社会的排除論に照らし合わせ整理し、特に互惠を追求するモデルが再分配論とどのように関連づけられるのかを展望する。ここでは道徳的下流階級論、社会統合論に照らし合わせ自活企業、雇用労働部認証の社会的企業などの現状と限界について調査し、再分配論の観点から再分配と互惠の結合モデルである有機 無償給食と関連したウルサン北区の社会的経済組織化を代案的事例として提案する。近年制度化されたマウル企業や協同組合などは、既存の社会的経済組織の限界を超えて非市場、非貨幣の互惠的な地域(マウル)づくりに貢献している。また今後の社会的企業の活性化は、普遍的な福祉だけではなく創造的都市再生、気候変化への対応など実生活における争点を持続的に事業化させる方向から模索される必要がある。

-----

#### 要点の紹介

##### (1) 社会的経済組織の歴史

1990 年代初頭 都市貧困層の居住地において生産協同組合活動

- ・ソウル市ハウォルゴク洞の建設日雇労働者協同組合、サンゲ洞の縫製協同組合など

1996 年 金泳三政権による自活支援センター設立政策

- ・生産協同組合が、貧困層の居住地域での創業を支援する自活共同体として制度化される (2012 年に、自活共同体を自活企業と改称)

1999 年 国民基礎生活保障法成立 (2000 年施行)

- ・基礎生活保障制度のなかで、条件付き受給者は自活共同体への参加が義務付けられる

2006 年 社会的企業育成法成立 (2007 年施行)

- ・条件付き受給者と次上位階層に限定した自活共同体ではなく、脆弱層の労働統合と社会サービスの提供を目的とした社会的企業を育成する

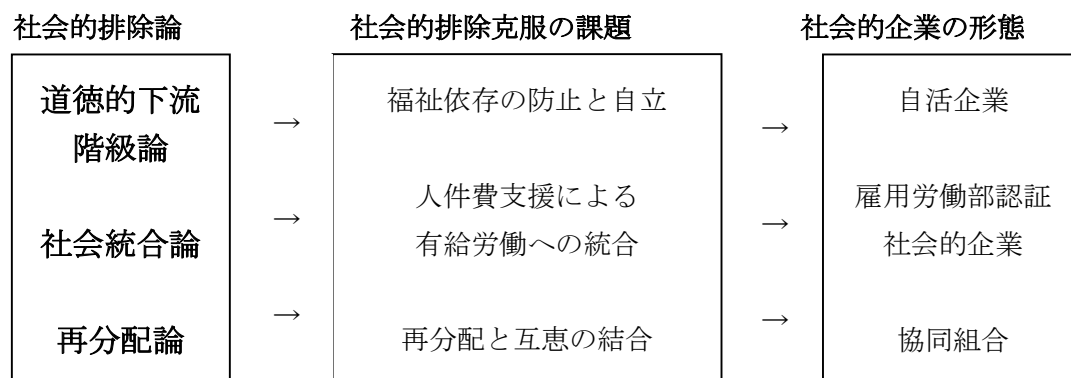
2010 年 マウル企業支援政策開始

- ・マウル (小規模な町) 単位のビジネス活動。地域自立と雇用機会創出、所得の向上を図る

2012 年 協同組合基本法成立

- ・5 人以上の申請で協同組合の結成が可能に。社会的協同組合の制度的根拠が整備される

(2) 社会的経済組織の類型化



〈図 1〉社会的排除論と関連の社会的企業

- ・ 自活企業：保健福祉部
- ・ 社会的企業：雇用労働部
- ・ マウル企業：安全行政部
- ・ 協同組合：保健福祉部

① 自活企業

- ・ 2010年現在、全国に1,243団体。2008年の712団体からかなり増加した
- ・ 認証社会的企業の12%を占める
- ・ 自活企業を通じた自立の比率は比較的低く、モラル・ハザード防止の側面が強かった
- ・ 創業2年未満が過半数。自活企業の安定的で持続可能な成長に至っていない
- ・ 一人当たりの月平均賃金は90万ウォンと低く、経済的自立には限界

〈表 2〉自活企業の創業時期、運営時間、事業者登録の形態(2008)

創業時期	個数(%)	運営期間	個数(%)	事業者登録形態	個数(%)
2004年以前	78(21.5)	1年未満	124(35.0)	1人名義	71(19.7)
2005年	38(10.5)	1~2年未満	88(24.9)	2人以上の名義	183(50.7)
2006年	62(17.1)	2~3年未満	49(13.8)	法人名義	15(4.2)
2007年	110(30.4)	3~4年未満	30(8.5)	地域自活センター	64(17.7)
2008年以降	74(20.4)	4~5年未満	32(8.8)	事業者登録証	
		5年以上	31(8.5)	その他	28(7.8)
<b>計</b>	<b>362(100.0)</b>	<b>計</b>	<b>354(100.0)</b>	<b>計</b>	<b>361(100.0)</b>

出展：チョ・ソンウン(2012:28)から再構成

②認証社会的企業

・2013年7月時点で856団体。うち雇用機会提供型は62.9%。2007年の55.3%より増加

〈表3〉雇用労働部認証の社会的企業の社会的目的の実現別の分布(2007-13)

(単位：個数(%))

	2007年 認証対象	2008年 認証対象	2009年 認証対象	2010年 認証対象	2012年末 現在全体	2013年7 月全体
雇用機会提供型	16 (29.1)	75 (45.2)	46 (59.7)	151 (69.9)	433 (60.5)	539 (62.9)
社会サービス提 供型	7 (12.7)	22 (13.3)	7 (9.1)	10 (4.6)	49 (6.8)	56 (6.5)
混合型	17 (30.9)	49 (29.5)	16 (20.8)	16 (7.4)	122 (17.0)	126 (14.8)
その他	15 (27.3)	20 (12.0)	8 (10.4)	39 (18.1)	112 (15.6)	135 (15.8)
計	55 (100)	166 (100)	77 (100)	216 (100)	716 (100)	856 (100)

出展：イ・ナヨン(2011)。韓国の社会的企業振興院(2012)雇用労働部(2013)から再構成

認証社会的企業・予備社会的企業に対する人件費補助

	認証社会的企業			予備社会的企業	
	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目
2013年まで	90%	70%	50%	100%	90%
2014年以降	80%	60%	50%	90%	80%

変更の理由：社会的企業の財政依存度及び支援終了時の衝撃を緩和するため

ウォンジュ市とウルサン市北区での親環境無償給食の取り組み事例

⇒地域での互惠の原理から社会的包摂を目指す。既存の社会的企業や自活企業の枠組みを超えたネットワーク化

#### 4. キム・ウィヨン、イム・ギホン (2015)

##### 要 旨

社会的経済(social economy)は 2000 年代に入り世界的なブームを引き起こしており、理論と実践の場において公にその重要性に対する幅広い共感帯が形成されている。しかし現在、社会的経済の概念と組織の類型に対する具体的で十分な合意があるとは言い難い。大部分の研究者は社会的経済を厳密に定義するというよりは「社会性と経済性の同時追求」という概略的なレベルの議論に留まっており、抽象性を補完するために社会的企業、協同組合、マウル企業などの代表的な組織類型もしくは範疇を提示する方式をとる傾向を見せている。このように社会的経済の概念と組織の範疇を明らかにすることが難しい理由は、新しい環境に合わせて既存の社会的経済に関連する組織が変化したり新しい組織類型が登場したりすることで、社会的経済の生態系が持続的な進化拡大を続けているためである。従って「社会的経済組織であるか否か」という画一的な概念化と静態的な類型化の方式では、進化する社会経済を捉えることは困難であることから、本稿では変化する韓国の社会的経済を把握するための方法として、組織の見取図(Map)を描いてみることにする。このような方式はひとつの社会における諸組織がどの程度「社会的経済性」をもっているのかという分析の試みであるといえる。

##### 要点の紹介

###### (1) 社会的経済基本法案における社会的経済組織の定義と範囲

	定義	共通している類型	独自の類型
与党・セヌリ党案	・協力と連帯、自己革新と自発的参加に基づいた社会サービスの拡充、雇用の創出、地域共同体の発展など、公益に寄与する社会的価値の創出のための全ての経済活動	・社会的企業 ・協同組合 ・農漁業法人	・自活企業 ・中央・広域・地域自活センター ・マウル企業 ・障害者標準事業場 ・障害者職業リハビリ施設 ・社会福祉法人
野党・セジョンリョン党案	・互惠協力、社会連带的関係に基づいた共同体の利益と社会的価値を追求する民間の全ての社会経済的活動	・社会的経済企業支援組織	・社会的企業連合会 ・協同組合連合会 ・中間支援組織 ・社会的経済活動を持続的に営んでいると認められる企業

※ソウル市の「社会的経済政策企画団」(2012年設置)は、社会的企業、協同組合、マウル企業、自活企業の4つの組織類型を中心に支援政策を設けた。

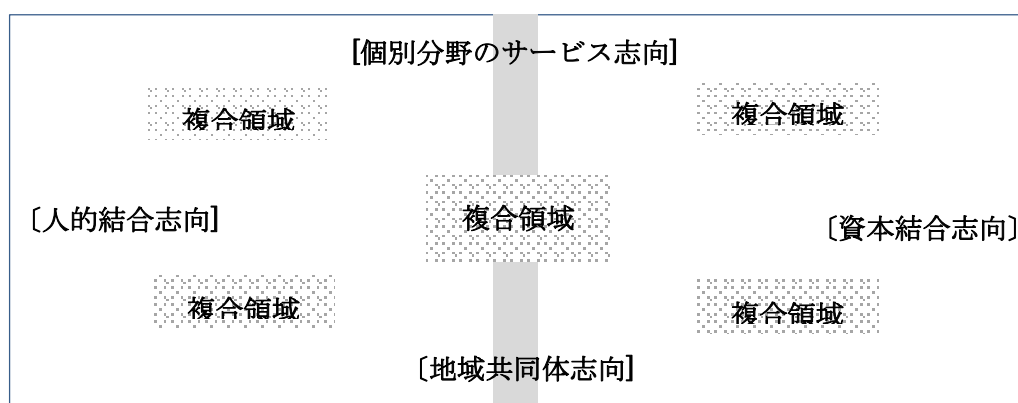
筆者独自の社会的経済の定義：「社会的経済組織とは社会サービスの提供に直接・間接的に関与する社会組織のうち、目的ないし運営において民主性、経済性、社会性の要素が全てもしくは部分的に結びついた混合組織を意味する。混合の水準や混合された要素の具体的な内容によって、該当の社会的組織の社会的経済への関連性は異なる。」

・筆者の強調するポイントは「社会サービスとの関連性」と「民主性、経済性、社会性の混合性」の2つ。

筆者による社会的経済組織の分類

① X軸に「組織の構成原理（人的結合志向—資本結合志向）、Y軸に「事業の基本的な方向（地域共同体志向—個別分野のサービス志向）」を置き、多様な社会的経済組織をマッピングした。

〈図2〉 組織の構成原理と事業の方向性による組織分類 Map

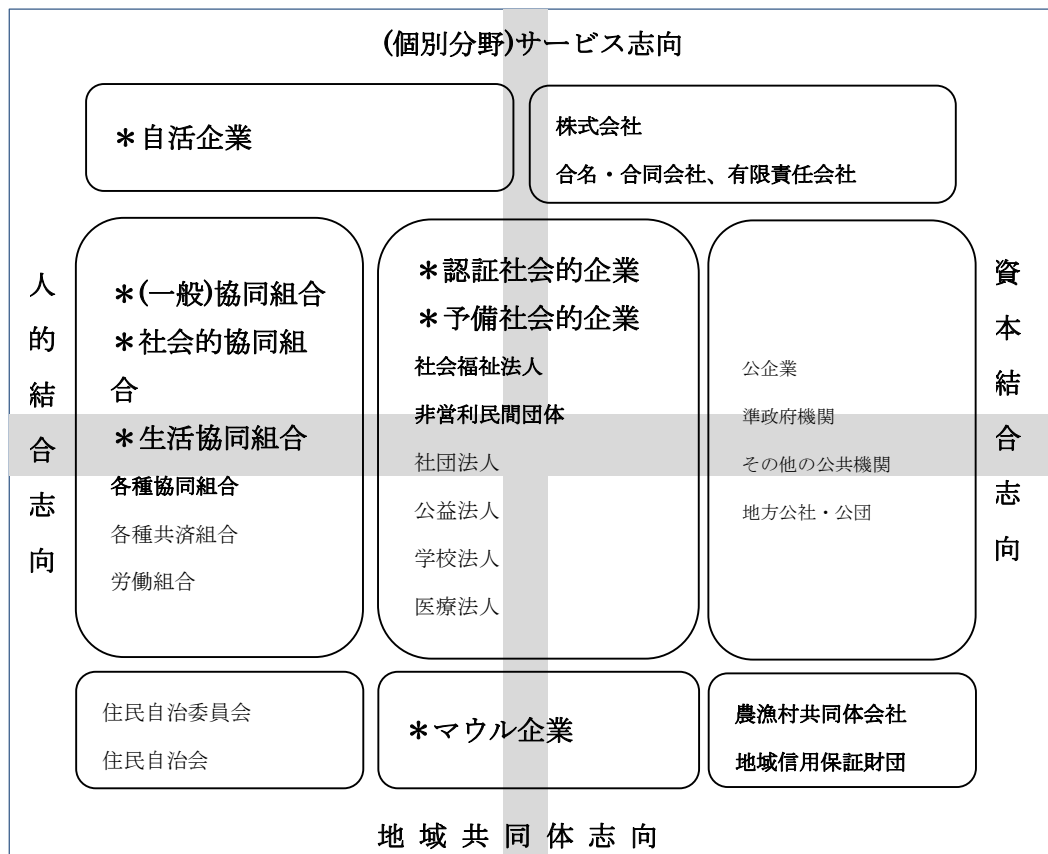


② 民主性、経済性、社会性という3つの基準で、社会的経済組織を分類した。3つの基準それぞれについて、さらに2つの細目を設け、社会的経済組織にどの程度関連性が強いかを検討し、関連性の強さに応じて○、△、—に分類した。

	民主性		経済性		社会性	
	民主的 所有・自立性	アソシエー ションの自由・ 自発性	事業性	分配・収 益の制限	規範性	問題解決機 能
各組織	○	△	—	△	○	○

主要な社会的経済組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証社会的企業、予備社会的企業</li> <li>・ (一般) 協同組合、社会的協同組合、生活協同組合</li> <li>・ 自活企業</li> <li>・ マウル企業</li> </ul>
予備的な社会的経済組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非営利民間団体</li> <li>・ 社会福祉法人</li> <li>・ 各種の協同組合</li> <li>・ 株式会社、有限会社、合名・合同会社</li> <li>・ 農漁村共同体会社</li> <li>・ 地域信用保証財団</li> </ul>
その他の社会的経済組織 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法人、学校法人</li> <li>・ 各種の共済組合</li> <li>・ 労働組合</li> <li>・ 住民自治委員会</li> </ul>
その他の社会的経済組織 II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷校財団</li> <li>・ 公共機関</li> </ul>

〈図 3〉韓国の社会的経済 Mapping



〈社会的経済への関連性〉

\* 主要な社会的経済組織 予備社会的経済組織 その他の社会組織 I その他の社会組織 II

(2) 他のセクターが社会的経済組織を設立・支援するケースが増えている

- 社団法人や財団法人などが 1990 年代後半以降、社会的企業を設立し、看護、教育、家事サービスなどを提供
- 医療法人が社会的協同組合の形態をとる例が現れた
- 学校法人が障害者を対象とする特殊学校を設立した
- 法定共済組合が 2000 年代後半以降、社会的企業の支援を目標に掲げる例が現れた
- 営利企業が社会貢献活動の一環として社会的企業を設立し始めた
- このほか労働組合、市民団体、自活センター・自活勤労事業、シニアクラブ、高齢者雇用事業機関、住民自治会なども関係
- 公共機関が社会的企業の製品を優先購買するケースが増えている。韓国鉄道公社、公務員年金管理公団、韓国水力原子力など
- 公共機関の中には、社会的企業を直接設立するケースもある。韓国都市住宅公社が 2010 年以降、マウル型社会的企業の設立を進めている。
- 雇用労働部は毎年、圏域別に統合支援機関を選定し、この機関を通じて地域別の事業モデルの発掘と社会的企業の認証・コンサルティングを行う。ソウル市社会的経済支援センターが代表例。

社会的企業に対する育成・支援事業

〈表 4〉社会的企業育成事業の事例

主管団体	事業名
韓国社会的企業振興院	青年等の社会的企業家育成事業 一社一社会的企業キャンペーン
SK 幸福ナムム財団	Social Entrepreneurship Award
KDB デウ証券	青年社会的企業 Jump up プロジェクトの選定
主管団体	事業名
共に働く財団	青少年自立支援の運営機関の選定
ソウル特別市	ソウル市青年政策の提案
KAIST(韓国科学技術院), SK	社会的企業家センターへの入所企業の選定
ハンファ	親環境(環境にやさしい)社会的企業支援事業の選定
楽しい組合	「社会的企業優秀ビジネスモデル」の選定
ヨルメナムム財団	社会的企業家育成事業
美しい店	「ビューティフルフェロー」

\* 出典：韓国社会的企業振興院・社会的企業研究院(2013)



## 5. 小関のコメント

- ・1990年代以降、自活共同体や社会的企業、マウル企業など、様々な組織が現れた。それぞれの組織の志向性や形態、法人格が異なっており、また所管する政府部署が異なる（縦割り型）ため、全体としてのまとまりに欠けている。
- ・ただ、ヨーロッパの社会的経済理論を手掛かりに、近年これらの組織を「社会的経済組織」のセクターとして位置づけようとする議論が生じている。ここで紹介した2つの論文もその流れでとらえて良いと思う。
- ・社会的経済組織の意義（社会的包摂や地域経済活性化など）については違いがないものの、どこまでを社会的経済組織の範囲に含めるのか、また社会的経済組織をどのように類型化するかは、まだ合意ができていないようだ。
- ・論者によって違いはあるものの、社会的企業、協同組合、マウル企業、自活企業は主要な社会的経済組織とみなしてよさそうである。
- ・所管する政府部署が異なることもあり、各社会的経済組織に対する政府の支援策も縦割りでバラバラだと思われる。社会的経済基本法案は、多様な社会的経済組織への包括的な支援計画を策定するように政府に求めているが、社会的企業への支援策以外はよく分かっていない。調べる必要があるようだ。

## 参考文献

- ハン・サンジン(2014)「社会的排除論と韓国の社会的経済組織」『地域社会学』第15巻第2号、5-31（牧野美希訳）
- キム・ウィヨン、イム・ギホン（2015）「韓国の社会的経済組織の見取図」『OUGHTOPIA: The Journal of Social Paradigm Studies』61-91